

丹波山村の給与・定員管理等について

1 総括

(1) 人件費の状況（普通会計決算）

区分	住民基本台帳人口 (23年度末)	歳出額 A	実質収支	人件費 B	人件費率 B/A	(参考) 22年度の人件費率
23年度	人 629	千円 1,465,519	千円 156,551	千円 195,349	% 13.3	% 13.7

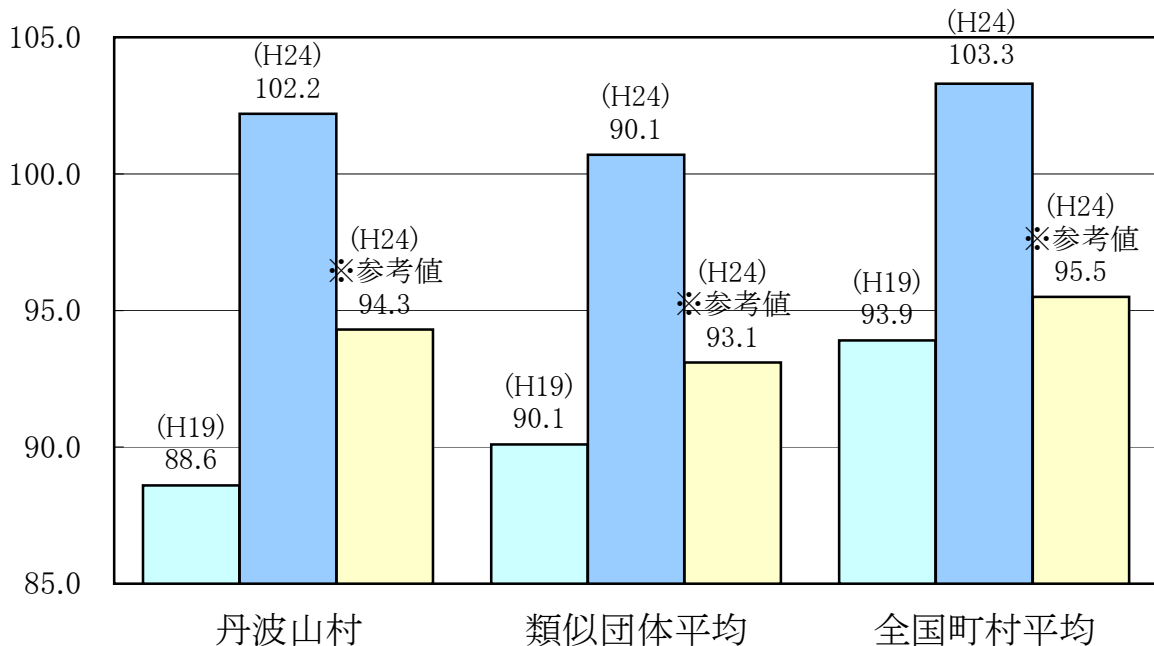
(2) 職員給与費の状況（普通会計決算）

区分	職員数 A	給与費				一人当たり給与費 B/A
		給料	職員手当	期末・勤勉手当	計 B	
23年度	20	千円 72,351	千円 15,505	千円 25,049	千円 112,905	千円 5,645

- (注) 1 職員手当には退職手当を含まない。
2 職員数は、23年4月1日現在の人数である。

(3) 特記事項

(4) ラスパイレス指数の状況（各年4月1日現在）



- (注) 1 ラスパイレス指数とは、国家公務員の給与水準を100とした場合の地方公務員の給与水準を示す指数である。
2 類似団体平均とは、人口規模、産業構造が類似している団体のラスパイレス指数を単純平均したものである。
3 「参考値」は、国家公務員の時限的な（2年間）給与改定特例法による措置が無いとした場合の値である。

2 一般行政職給料表の状況（平成24年4月1日現在）

（単位：円）

	1級	2級	3級	4級	5級	6級
1号給の給料月額	135,600	185,800	222,900	261,900	289,200	320,600
最高号給の給料月額	243,700	308,100	355,000	388,600	401,000	423,000

3 職員の平均給与月額、初任給等の状況

(1) 職員の平均年齢、平均給料月額及び平均給与月額の状況（平成24年4月1日現在）

①一般行政職

区分	平均年齢	平均給料月額	平均給与月額	平均給与月額 (国ベース)
丹波山村	43.4 歳	319,280 円	370,274 円	355,274 円
山梨県	43.3 歳	340,735 円	419,384 円	378,681 円
国	42.8 歳	304,944 円	- 円	372,906 円
類似団体	42.7 歳	305,195 円	346,802 円	332,520 円

②技能労務職

区分	平均年齢	職員数	平均給料月額	平均給与月額	平均給与月額 (国ベース)
丹波山村	40.8 歳	5 人	195,240 円	240,204 円	214,163 円
山梨県	49.4 歳	151 人	342,898 円	393,833 円	368,456 円
国	- 歳	- 人	- 円	- 円	- 円
類似団体	49.7 歳	3 人	265,145 円	291,195 円	280,355 円

- (注) 1 「平均給料月額」とは、平成24年4月1日現在における各職種ごとの職員の基本給の平均である。
- 2 「平均給与月額」とは、給料月額と毎月支払われる扶養手当、調整手当、住居手当、時間外勤務手当などの諸手当の額を合計したものであり、地方公務員給与実態調査において明らかにされているものである。
また、「平均給与月額（国ベース）」は、国家公務員の平均給与月額には時間外勤務手当、特殊勤務手当等の手当が含まれていないことから、比較のため国家公務員と同じベースで再計算したものである
- 3 国家公務員欄における「平均給料月額」及び「平均給与月額（国ベース）」の括弧書きは、給与改定特例法による措置がないとした場合の値（減額前）である。

(2) 職員の初任給の状況（24年4月1日現在）

区分		丹波山村	山梨県	国
一般行政職	大学卒	172,200 円	178,800 円	163,987 (172,200) 円
	高校卒	140,100 円	144,500 円	133,418 (140,100) 円
技能労務職	高校卒	137,200 円	146,700 円	-
	中学卒	129,200 円	129,200 円	-
看護保健職	大学卒	209,800 円	206,900 円	-
	短大3卒	203,900 円	- 円	-

- (注) 国家公務員欄における括弧書きは、給与改定特例法による措置がないものとした場合の値（減額前）である。

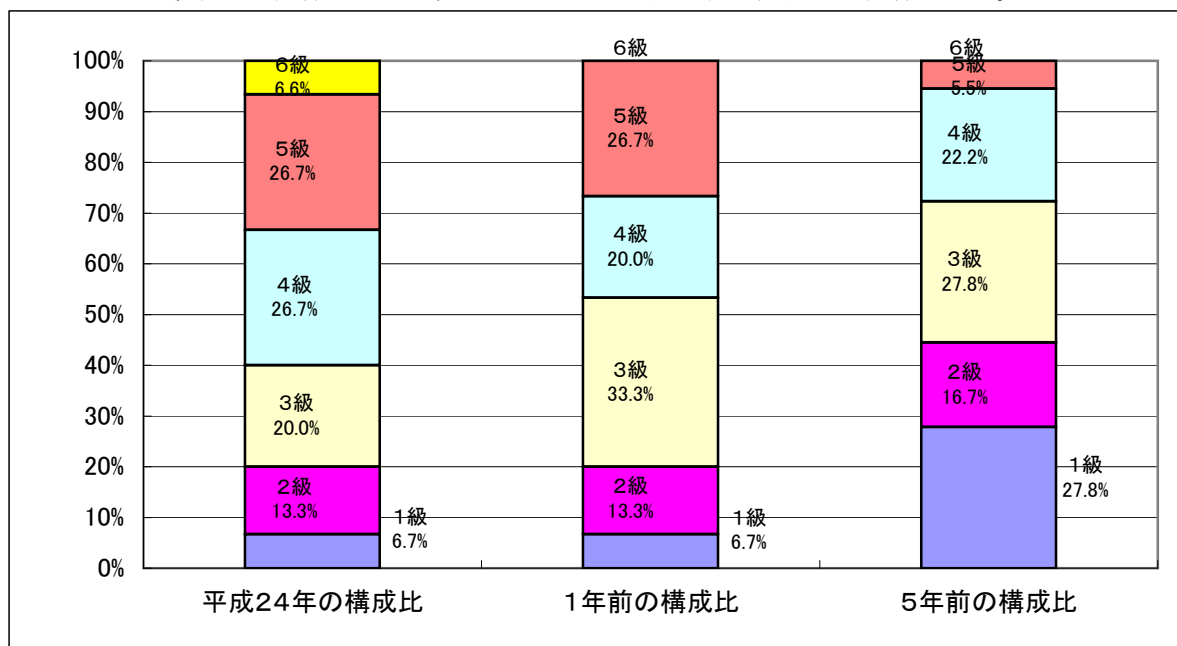
4 一般行政職の級別職員数等の状況

(1) 一般行政職の級別職員数の状況（平成24年4月1日現在）

区分	標準的な職務内容	職員数	構成比
1 級	主事	1 人	6.6 %
2 級	主任	2 人	13.3 %
3 級	副主査・主査	3 人	20.0 %
4 級	主幹・次長・課長	4 人	26.7 %
5 級	困難な業務を掌る主幹・次長・課長	4 人	26.7 %
6 級	複雑困難な業務を掌る課長	1 人	6.6 %

(注) 1 丹波山村の給与条例に基づく給料表の級区分による職員数である。

2 標準的な職務内容とは、それぞれの級に該当する代表的な職務である。



(2) 昇給への勤務成績の反映状況

現在、勤務評定の昇給への反映は行っていません。

5 職員の手当の状況

(1) 期末手当・勤勉手当（普通会計決算）

丹波山村	山梨県	国
1人当たり平均支給額(23年度) 1,240 千円	1人当たり平均支給額(23年度) 1,504 千円	-
(23年度支給割合) 期末手当 2.6 月分 (1.45) 月分 期末手当 1.35 月分 (0.65) 月分	(23年度支給割合) 期末手当 2.6 月分 (1.45) 月分 期末手当 1.35 月分 (0.65) 月分	(23年度支給割合) 期末手当 2.6 月分 (1.45) 月分 期末手当 1.35 月分 (0.65) 月分
(加算措置の状況) 職制上の段階、職務の級等による加算措置 役職加算5～15%	(加算措置の状況) 職制上の段階、職務の級等による加算措置 役職加算5～20% 管理職加算5～25%	(加算措置の状況) 職制上の段階、職務の級等による加算措置 役職加算5～20% 管理職加算5～25%

(注) ()内は、再任用職員に係る支給割合である。

【参考】勤勉手当への勤務成績の反映状況

現在、勤務評定の勤勉手当への反映は行っていません。

(2) 退職手当（平成24年4月1日現在）

丹波山村			国		
(支給率)	自己都合	勸奨・定年	(支給率)	自己都合	勸奨・定年
勤続20年	23.50 月分	30.55 月分	勤続20年	23.50 月分	30.55 月分
勤続25年	33.50 月分	41.34 月分	勤続25年	33.50 月分	41.34 月分
勤続35年	47.50 月分	59.28 月分	勤続35年	47.50 月分	59.28 月分
最高限度額	59.28 月分	59.28 月分	最高限度額	59.28 月分	59.28 月分
その他の加算措置	なし		その他の加算措置	定年前早期退職特例措置 (2～20%加算)	

(3) 調整手当（平成24年4月1日現在）

支給実績(23年度決算)		0 千円	
支給職員1人当たり平均支給年額(16年度決算)		0 円	
支給対象地域	支給率	支給対象職員数	国の制度(支給率)
なし	%	人	%

(4) 特殊勤務手当（平成24年4月1日現在）

支給実績(23年度決算)		10,272 千円	
支給職員1人当たり平均支給年額(23年度決算)		10,272 千円	
職員全体に占める手当支給職員の割合(23年度)		7.4 %	
手当の種類(手当数)		1	
手当の名称	主な支給対象職員	主な支給対象業務	左記職員に対する支給単価
診療所業務従事手当	診療所医師・歯科医師	診療所に勤務する常勤の医師・歯科医師	月額50,000円～856,000円

(5) 時間外勤務手当

支給実績(23年度決算)	5,756 千円
支給職員1人当たり平均支給年額(23年度決算)	221 千円
支給実績(22年度決算)	5,928 千円
支給職員1人当たり平均支給年額(22年度決算)	237 千円

(6) その他の手当 (平成24年4月1日現在)

手当名	内容及び支給単価	国の制度との異同	国の制度と異なる内容	支給実績(23年度決算)	支給職員1人当たり平均支給年額(23年度決算)
扶養手当	1. 配偶者 13,000円 2. 配偶者以外 1人6,500円 【配偶者がいない場合】 1人のみ11,000円 ※満16歳から満22歳の年度末までの加算額5,000円	同		4,015 千円	287 千円
住居手当	借家の場合、家賃が12,000円を超えたとき支給し、家賃に応じて最高27,000円。持ち家の場合、4,000円。	一部異なる	持ち家に対し支給	1,766 千円	110 千円
通勤手当	交通機関利用の場合、運賃55,000円までは全額支給。 自動車等の使用者は、通勤距離に応じて支給。 5Km以下 2,000円 5～10Km以下 4,100円 10～15Km以下 6,500円 15～20Km以下 8,900円 20～25Km以下 11,300円 25～30Km以下 13,700円 30～35Km以下 16,100円 35～40Km以下 18,500円 40～45Km以下 20,900円 45～50Km以下 21,800円 50～55Km以下 22,700円 55～60Km以下 23,600円 60Km超 24,500円	同		814 千円	136 千円
管理職手当	管理又は監督の地位にある職員へ給料月額100分の15を超えない範囲で支給。	異なる	定額ではなく率で支給	2,491 千円	415 千円
寒冷地手当	世帯主で扶養親族あり 17,800円、世帯主で扶養親族なし 10,200円、その他 7,360円	同		1,670 千円	67 千円
宿日直手当	1回4,200円			504 千円	34 千円

6 特別職の報酬等の状況（平成24年4月1日現在）

区 分		給 料		月 額		等	
給料	市区町村長	500,000	円	(参考)類似団体における最高/最低額			
	教育長	400,000	円	840,000	円/	230,400	円
報酬	議長	190,000	円	395,000	円/	140,000	円
	副議長	158,000	円	310,000	円/	115,000	円
	議員	135,000	円	290,000	円/	100,000	円
期末手当	市区町村長	(23年度支給割合)					
	教育長	3.95	月分				
	議長	(23年度支給割合)					
	副議長	3.35	月分				
退職手当	市区町村長	(算定方式) (支給時期)					
	教育長	給料月額へ勤務月数を乗じた額の100分の42 退職時					

7 職員数の状況

(1) 部門別職員数の状況と主な増減理由

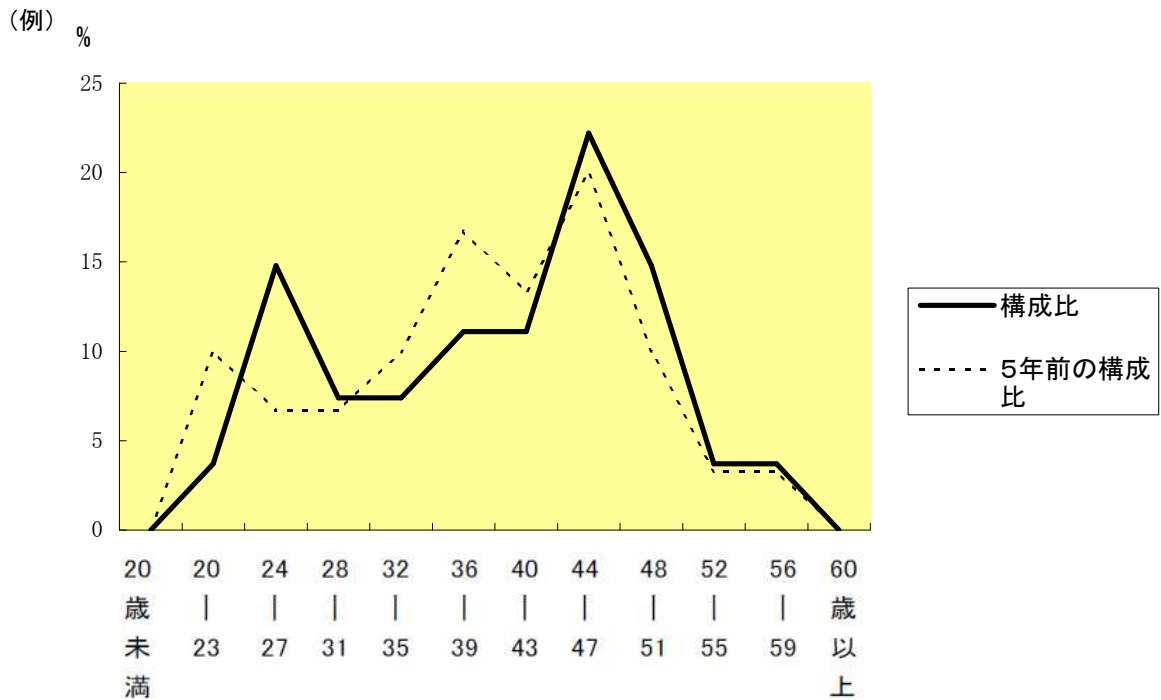
(各年4月1日現在)

部 門		区 分	職 員 数		対前年 増減数	主 な 増 減 理 由
			平成23年	平成24年		
普通会計部門	一般行政部門	議会	0	0	0	
		総務	6	5	△1	
		税務	1	1	0	
		民生	2	2	0	
		衛生	3	3	0	
		農林水産	1	2	1	
		商工	4	5	1	
		土木	0	1	1	
		計	17	19	2	
	教育	2	2	0		
	小計	19	21	2		
公営企業等会計部門	病院	3	3	0		
	水道	1	1	0		
	下水道	1	0	△1		
	その他	1	1	0		
	小計	6	5	△1		
合 計			25	26	1	
			[38]	[38]	[0]	

(注) 1 職員数は一般職に属する職員数である。

2 []内は、条例定数の合計である。

(2) 年齢別職員構成の状況（平成24年4月1日現在）



区分	20歳未満	20歳 23歳	24歳 27歳	28歳 31歳	32歳 35歳	36歳 39歳	40歳 43歳	44歳 47歳	48歳 51歳	52歳 55歳	56歳 59歳	60歳 以上	計
職員数	0人	0人	3人	2人	2人	2人	2人	5人	5人	3人	2人	0人	26人

(3) 職員数の推移

部門別	19年	20年	21年	22年	23年	24年	過去5年間の増減数(率)
一般行政	19	19	19	18	17	19	0 (0.0 %)
教育	3	3	3	3	3	3	0 (0.0 %)
普通会計計	22	22	22	21	20	22	0 (0.0 %)
公営企業会計計	6	6	6	6	6	5	△ 1 (△ 16.7 %)
総合計	28	28	28	27	26	27	△ 1 (△ 3.6 %)